

✚ 貨物概要

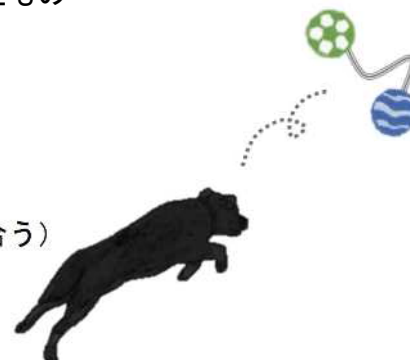
紡織用繊維製の犬用玩具

性 状：ひもの両端に紡織用繊維製のボールを取り付けたもの
ボールの中には音が鳴る笛が内蔵されている

材 質：（ひも）ナイロン
（ボール）ポリエステル、ポリウレタン
（笛）ポリエチレン

用 途：犬とのコミュニケーション（投げる、引っ張り合う）

サイズ：長さ 35cm



✚ 分類

関税率表第 6307.90 号－2（統計番号 6307.90-029）のその他の紡織用繊維製品

✚ 分類理由

関税率表第 95.03 項に規定する「その他の玩具」には、本質的に人間の娯楽のための玩具が含まれます。本品は、ひもの両端に紡織用繊維製のボールを取り付けた犬用玩具であり、同表第 95 類注 5 に規定する「その意匠、形状及び構成材料から、専ら動物用と認められるもの」に該当することから、同表第 95.03 項には分類されません。

よって、本品は、他の項に該当しないその他の紡織用繊維製品として上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）